

由布市民の皆さまへお願い

国においては、首都圏を中心とする感染拡大に対して、1月7日に東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、加えて1月13日に大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、岐阜県、栃木県、福岡県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

大分県においても、病床利用率が日に日に上昇している状況がみられており、憂慮すべき事態となっております。感染経路をみると、感染拡大地域からの帰省に伴う感染や、飲食店や家庭内での家族、友人との会食に伴う感染が多く確認されています。

こうした緊急事態宣言の発令や現在の大分県の状況を鑑みて、市民の皆さまにおかれましても、以下の点について取り組んでいただきますよう、改めてお願いいたします。

1

緊急事態宣言の対象地域への不要不急の往来は自粛してください。

緊急事態宣言対象外の地域であっても、感染が拡大している地域については、往来の必要性を慎重に判断してください。その他の地域についても、感染状況等に十分に留意しながら臨機に行動してください。

◎緊急事態宣言の対象地域や感染拡大地域を往来された方で発熱や風邪症状などが現れた場合

速やかに、**かかりつけ医**もしくは、**受診相談センター(☎097-506-2755)**に**電話**にて相談していただきますようお願いいたします。

2

会食については引き続き慎重に判断してください。

緊急事態宣言対象地域や感染拡大地域から帰省した家族との飲食店や家庭での会食についても同様です。下記の感染防止の工夫を徹底してください。

- 飲酒をする場合は ①少人数・短時間で
②なるべく普段一緒にいる人と
③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で
- 箸やコップは使いまわさず、一人ひとりで。
- 座席の配置は斜め向かいにする（正面や真横はなるべく避ける）
- 会話をする時はなるべくマスクを着用する。
- 感染拡大防止ガイドラインに遵守したお店で。
- 体調が悪い人は参加しない。

厚生労働省
新型コロナウイルス
接触確認アプリ
(通称:COCOA)
のインストールはこちら↓



お知らせ



新型コロナウイルスワクチンの予防接種については、国のスケジュールに従い、準備を進めております。準備が整い次第、皆さまには市報やホームページ、回覧等を活用し、情報発信いたしますので、今しばらくお待ちください。

